

## 「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」

事業所の皆様へ

厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアル等を作成しています。

〈最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策リーフレット〉



[最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 | 厚生労働省](#)

「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」「人材確保等支援助成金」など

～貴事業所に合った支援策をご活用ください～

**令和7年度 業務改善助成金** (令和6年度県内実績：交付申請 358件、交付決定額 4億3,458万円)

▶生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」(事業場内最低賃金)を時給換算で30円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者に支給

▶中小企業のより多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を、地域の実情に応じて**拡充**します。具体的には、福井県内では、**事業場内最低賃金が1,053**

**円未満**の事業者が、**地域別最低賃金の改定日の前日**である**令和7年10月7日**までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。**(申請期間：令和7年9月5日～令和7年10月7日)**

▶併せて福井県の支援策により、次の補助金等の支給を受けることができます。なお、詳細は、福井県のホームページを御確認ください。

- ・業務改善助成金の支給決定額の5分の1を上乗せ補助する「**ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金**」
- ・業務改善助成金の申請者で最低賃金を90円以上引き上げる場合は、「**ふくい業務改善・賃上げ応援事業(B)奨励金**」の支給を受けることができます。

〈国の業務改善助成金 リーフレット〉

**9月5日拡充**

**令和7年度業務改善助成金のご案内**

**業務改善助成金とは？**  
 業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上を図る設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

**事業場内最低賃金の引き上げ計画** + **設備投資等の計画** (機械設備購入、コンテナリング、人材育成・研修開催など) → **業務改善助成金を支給(最大600万円)**

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の進捗を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部を助成金として支給されます。

＜事業場内最低賃金とは？＞  
 賃金で最も低い時期を指します。ただし、業務改善助成金では、導入以降6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げたいと定めた額を指します。  
 事業場内最低賃金の計算方法は、労働時間差(20時間以内)に改定する都府県別の最低賃金(月額)と同額、最低賃金法4条及び労働基準法附則第1条第2項第2号の規定に基づき算定されます。  
 ※労働者がれば、賃金の労働時間差(内労働者または非労働者までお問いください)。

**対象事業者・申請の単位**

- ・ 中小企業・小規模事業者であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の条件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、「工場や事務所などの労働者がいる」事業場ごとに申請いたします。

**申請期間と賃金引き上げの期間**

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途おこなわれます。  
 申請の遅れや注意事項は「[募集要項\(PDF\)](#)」  
 助成上乗せや助成率などの詳細は「[募集要項\(PDF\)](#)」

**9月5日から対象事業者を拡充  
令和7年度業務改善助成金を一部変更します**

中小企業より多くの皆さまに適用していただくよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を、地域の実情に応じて拡大します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金を満たすまでの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日まで、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることが出来ます。  
 また、最低賃金の影響を受けやすい中小企業が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引き上げ計画の事前審査についても助成を可能とします。

**拡充のポイント**

①対象事業者の拡大

**従来の対象**

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

**拡充**

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金を満たすまでの事業者が対象

※改定前(令和6年)と改定後(令和7年)の地域別最低賃金の差額が51円以上の場合

[業務改善助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)



## 〈キャリアアップ助成金 リーフレット〉

事業主の皆さまへ

### キャリアアップ助成金が 変わります！

2025年4月以降の変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、転職後の取り組みを支援した事業主に対して助成金を支給する制度です。  
2025年4月以降、正社員転換や賃金決定等の改定を取り組みを行った場合に適用されます。

#### 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員雇用労働者に転換等をした場合に適用。

#### 支給対象者の範囲・助成額の変更

現行	
無期→正期 80万円(40万円)	
無期→正期 40万円(30万円)	
【計算標準/加算額】	
・ 派遣労働者を派遣先で正社員雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円	
・ 母子家庭の世帯又は父子家庭のみ 9.5万円(有期→正期の適用)	
・ 人材開発支援助成金の特定の訓練終了後に正社員転換 9.5万円(一部11万円) (有期→正期の適用) 等	
改正後	
【重点支援対象者】	【重点支援対象者以外】
無期→正期 80万円(40万円)	無期→正期 40万円(30万円)
無期→正期 40万円(30万円)	無期→正期 20万円(15万円)

「重点支援対象者」とは

- a. 雇入れから3年未満の非正規雇用労働者
- b. 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する非正規雇用労働者
  - ① 過去5年間に正社員雇用労働者であった期間が1年以上
  - ② 過去1年間に正社員雇用労働者として雇用されたことがない
- c. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練終了者

※適用された期間が連続5年を超えると非正規雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

新職学習者については、雇入れられた日から起算して ( )は大企業の場合  
1年未満のものについては、支給対象者から除外しました。

[キャリアアップ助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

## 人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

(令和7年度：制度拡充)

- ▶新たに雇用管理制度や業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）を導入し、その適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に支給
- ▶支給額は1事業主当たり最大287万5千円で、業務負担軽減機器等を導入による雇用環境整備に係る助成率は2分の1（最大187万5千円）。

## 〈人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）リーフレット〉

人材確保に努む事業主の皆さまへ

### 雇用管理に助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度や業務内目標減機器等（労働者の業務内訳の軽減が認められる機器・装置等）の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円（資金要件を満たした場合は最大287.5万円）を助成する制度です。

#### 助成内容および助成額

導入が必要なメニュー	助成額（※1）	上限額（※1・2）	
A 雇用管理制度の導入	a 資金規定制度（※3） （資金名の登録）	40万円 （50万円）	80万円 （100万円）
	b 離手当等制度 （長給手当などの導入）		
	c 人事評価制度 （人事評価制度の導入）	20万円 （25万円）	
	d 職場活性化制度 （メンター制度等の導入）		
	e 健康づくり制度 （人間クッキングの実施）		
B 業務内目標減機器等の導入 （労働者の業務内訳の軽減が認められる機器・装置等の導入）	対象経費の 1/2 （62.5/100）	150万円 （187.5万円）	

具体的な活用事例

①資金要件加算なし  
離手当等制度（40万円）＋ 職場活性化制度（20万円）  
＋ 健康づくり制度（20万円） 合計80万円

②資金要件加算あり  
資金規定制度（50万円）＋ 離手当等制度（50万円）  
＋ 雇用環境整備（対象経費の1/2）（上限187.5万円） 合計287.5万円

（※1）助成金の上限額は、資金要件15万円以上を超過してはならない。助成金の額  
（※2）上限額は、労働者の雇用管理の改善が認められる機器・装置等の導入した際の助成上限額  
（※3）a、資金規定制度（資金名の登録）

LL670401編02

[人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

## ふくい働き方改革推進支援センター等の相談窓口

- ▶ 各種助成金の利用や就業規則の作成・見直し等のあらゆる相談について、社会保険労務士等の専門家が無料で対応
- ▶ 県内の社会保険労務士が伴走型で支援する「ふくい物価高騰対策賃金アップ応援事業」とも連携
- ▶ ふくい働き方改革推進支援センター：0120-14-4864（通話無料）

[働き方改革推進支援センターのご案内 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)